

## 巻頭言（2014年1月号）

理事長 新谷友良

### 障害者権利条約の批准と新しい年

明けましておめでとうございます。昨年も様々なことがありました。協会にとっては8月に認定NPOになったことが大きな出来事のように思いますが、国レベルでは6月の障害者差別解消法の成立と12月の障害者権利条約の国会での承認という大きな出来事がありました。

障害者権利条約を批准している国は昨年11月末で138カ国を数えています。今回の日本の批准で批准をしていない主要な国はアメリカだけということになります。すべての人を対象とした国際人権規約の批准から30年余が経過し、障害者の人権を一般市民と同様に認めることが世界の標準、日本の標準になりました。新しい年を迎える画期的な出来事ということができると思います。

「障害者権利条約は物差し」とよくいわれますが、障害者権利条約は障害や障害を理由とする差別について、また差別をなくしていくために必要な取り組みや合理的配慮を記述しています。条約は国と国との約束なので、この物差しを理解して使うのは条約を結んだ国（締約国）とされています。そして、条約を結んだ国は4年に一度、この物差しで測った障害に基づく差別の実態や差別をなくすための取り組みを国連に報告することが義務づけられています。これから私たちは、障害者権利条約という物差しを国がどのように理解し、どのように使っているのかを、教育や労働、医療や交通など様々な分野で見守る必要があります。

しかし、私たちは物差しで測られるばかりではありません。私たち自身が障害者権利条約という物差しを毎日の生活の中で使ってみて、異なった・不平等な取り扱い（差別）や差別をなくすために必要なことを自分で見出す、考えてみる必要があります。どのような差別であれ、不平等な取り扱いであれ、そのような取り扱いを受けた人が声を上げることが何より大切です。聞こえに困っている人が声を上げることは、全ての障害を持った人の声につながります。そして障害を持った人の声は、それ以外で差別や不平等な取り扱いを受けている人（例えば、病気の人・高齢の人・外国人など）の声につながります。障害者権利条約は、権利への気づきと同時に声を上げる、他の差別を受けている人につながる義務を私たちに課しているように私は考えています。